

令和5年度 特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ (生活保護又は就学援助を受けている方は対象外)

呉市では、呉市立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む）の特別支援学級などに就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学奨励を図るため、学用品などの経費の一部の援助を行っています。

1 対象者

生活保護又は就学援助を受けていない方で、次のいずれかに該当する保護者

- ① 小・中学校の特別支援学級に在籍または通級している児童・生徒の保護者
- ② 呉市立の小・中学校の通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3（特別支援学校の入学基準）に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者
- ③ 通級指導教室に通う児童（ただし、通学費のみの支給）の保護者

2 認定のための算定基準

世帯の所得額と、生活保護基準需要額の割合で補助する経費を決定します。

算定基準	支給する経費
世帯の所得額が需要額の2.5倍未満	全ての費目
世帯の所得額が需要額の2.5倍以上	交流学习費、職場実習交通費、通学費

※世帯の所得額とは児童生徒と生計を同一にする方全員を指します。

※申請の際に、令和5年度 市・県民税課税台帳記載事項証明書（所得・課税証明書）を添付してください。

3 支給内容（支給額は変更する場合があります）

（年額：円）

費目	区分	金額（円）	備考	
学用品費 通学用品費	小学校	第1学年	5,815	令和5年度から定額支給 8月(4月～7月分)、12月(8月～11月分)、3月(12月～3月分) の3回に分けて支給します。 領収証やレシートの提出不要。
		他の学年	6,950	
	中学校	第1学年	11,365	
		他の学年	12,500	
新入学学用品費 通学用品費	小学校第1学年	27,030	令和5年度から定額支給 領収証やレシートの提出不要。	
	中学校第1学年	30,000		
修学旅行費	小学校	14,750	左の額を限度とした実費の半額 (円未満端数切捨て)	
	中学校	29,750		
校外活動費 (泊を伴わないもの)	小学校	800	左の額を限度とした実費の半額 (円未満端数切捨て)	
	中学校	1,155		
校外活動費 (泊を伴うもの)	小学校	1,845	左の額を限度とした実費の半額 (円未満端数切捨て)	
	中学校	3,105		
学校給食費	小・中学校	実費の半額	8月(4月～7月分)、12月(9月～11月分)、3月(12月～3月分)	
交流学习費	小・中学校	実費額	所得額が需要額の2.5以上の場合は1/2	
職場実習交通費	中学校	実費額	所得額が需要額の2.5以上の場合は1/2	

通 学 費	小・中学校	実 費 額	所得額が必要額の2.5以上の場合は1/2
-------	-------	-------	----------------------

4 手続きについて

申請書類は通学している学校からお渡ししますので、希望する方は、6月8日までに学校へお申し出ください。希望する方は必要事項を記入し、証明書類を添えて6月16日までに学校へ提出してください。

学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する方については、申請書類の他に添付書類が必要となりますので、学校で書類を受け取り、医療機関に診断書等の作成を依頼してください。

普通学級に就学する児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの

区 分	障害の程度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	1 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

5 留意事項

- (1) 新入学学用品費の支給は、4月から認定された新1年生に限ります。
- (2) 学期途中で市外に転出した場合は、費用の一部又は全額を返納していただく場合があります。
- (3) 修学旅行費及び校外活動費は、それぞれ限度額があり、支給対象とならない経費があります。

～問い合わせ先～

ご不明な点は、お子様が在学する学校又は
呉市教育委員会学校教育課にご連絡ください。
呉市教育委員会学校教育課
☎0823-25-3568